

# 相生市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月  
相生市教育委員会

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

### (2) 相生市の現状

兵庫県では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまで「教職員の勤務時間適正化プラン」をはじめとした計画の策定や、実効性が上がる業務見直の先進事例集を発信するなど、各学校・地域の実態に応じた取組を進めてきた。

令和 2 年 4 月には、業務量の適切な管理に関する規則および方針を策定し、これらに基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。

また、令和 5 年度には、これまでの取組による成果と課題をとりまとめ、業務の削減・効率化のための「学校業務改善に関するガイドライン」を策定、令和 6 年度に、中教審答申や国の通知を受け、市町教育委員会と連携・協働の上、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。

さらに、令和 7 年 5 月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

以上の取組等を受けて、相生市では、令和 2 年 10 月に「相生市立学校等教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針」を策定し、学校と連携し「学校業務改善に係る連絡会」等を活用し取組を進めている。

## 2 計画期間

令和 8 年度から令和 11 年度（4 年間）とする。

政府の目標『令和 11 年度までに月平均 30 時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

### 3 目標

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月 80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月 45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1 箇月時間外在校等時間平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合：100%【R7実績:85.1%】
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合：100%【R7実績:54.1%】
- ・ 1 年間における教職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間時間外在校等時間：360 時間以下

#### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・ 年次休暇を計画的に年間 10 日以上を取得する教職員：100%

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置

#### (1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和 6 年 3 月策定）」の 6 つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

##### ①教職員の意識改革

##### ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・ 管理職研修等において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

##### イ「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・ 定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週 1 日以上実施
- ・ ノー会議デー：会議を設定しない日を週 1 日以上実施
- ・ ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ 1 日以上設定）する日を週 2 日以上実施  
特別ノー部活デーを月 2 回実施推進

##### ウ「業務改善プロジェクトチーム」の設置検討

- ・ 業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議の開催推進

## ②業務の整理とマネジメント

- ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し<sup>1</sup>
- イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守
  - ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
  - ・「特別ノー部活デー」の実施【再掲】
  - ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

## ③ICT活用による業務の効率化

- ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化
- イ ICT活用のための校内研修の開催
- ウ 欠席連絡アプリやアンケート・配布物のデジタル化、デジタル採点システム等の、ICTの積極的な活用
  - ・統一のシステムやアプリの導入
  - ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

## ④「チーム学校」としての業務改善

- ア 「業務改善プロジェクトチーム」会議推進（再掲）
- イ 外部人材の積極的な活用
  - ・スクール・サポート・スタッフ、不登校児童生徒支援員、部活動指導員、スクールカウンセラー、教育支援センター職員等の外部人材の積極的な活用

## ⑤制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
  - ・各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ チーム担任制や交換授業の実施等の指導体制の工夫
- ウ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
  - ・好事例集の取組を推進
  - ・短縮授業の実施や清掃実施日の見直し等を推進
- エ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
  - ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施
- オ 休日の部活動の地域展開（地域移行・地域連携）の推進
  - ・部活動指導員の活用

## ⑥執務環境の整備

- ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
  - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進

---

<sup>1</sup> 4ページに本市における「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組を記載

## イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・「相生市教育委員会ハラスメント防止指針（令和3年6月策定）」の周知・徹底
- ・管理職・一般職員研修の充実
- ・相談窓口の活用周知

## ～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

### ①学校以外が担うべき業務

#### ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・「ながら見守り835」の推進

#### イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り

- ・育成支援員の活用

#### ウ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進により、関係者間の連絡調整を実施（令和8年度より順次）

#### エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・播磨西教育事務所に対する、学校問題サポートチームへの支援依頼や、弁護士法律相談事業の活用
- ・相生市学校サポートチームによる、保護者、住民からの電話相談・面接相談及び早期解決への協力等の支援を実施

### ②教師以外が積極的に参加すべき業務

#### ア 調査・統計等への回答

- ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減

#### イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・外部委託をし、教育委員会と連携を図りながら実施

#### ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・公施設等の活用を検討
- ・防犯カメラ（校門・施設のセキュリティ対策のため）の活用

#### エ 校舎の開錠・施錠

- ・開錠・施錠が短時間で対応できるよう検討

#### オ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進（令和8年度より順次）

## カ 校内清掃

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進（令和8年度より順次）
- ・実施回数の検討

## キ 部活動

- ・部活動の地域展開・地域連携を促進
- ・県教委策定の部活動の「ガイドライン」（「いきいき運動部活動」（4訂版）及び「文化部活動の在り方に関する方針」）を参酌して作成した「相生市部活動ガイドライン」を活用し、望ましい部活動のあり方や「ノー部活デー」の周知・理解促進を実施
- ・部活動指導員の配置

## ③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ア 給食の時間における対応

- ・食に関する指導については、栄養教諭等の活用

### イ 授業準備

- ・スクール・サポート・スタッフの活用
- ・県教委指導事例集「学びのデジタルガイド」及び「学びのデジタルガイド・プラス」の活用
- ・若手教員に対する播磨西教育事務所学校問題サポートチーム及び相生市学校サポートチームの活用

### ウ 学習評価や成績処理

- ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化によるICT環境整備の推進
- ・校務系と学習系を統合した端末導入による業務効率化
- ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム導入検討

### エ 学校行事の準備・運営

- ・事務職員が職務内容とする総務・財務等の専門性を活かした主体的・積極的な関わり
- ・自然学校指導補助員等の活用
- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進（令和8年度より順次）

### オ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・校内サポートルーム支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども多文化共生サポーター等の活用
- ・相生市学校サポートチームによる積極的な支援
- ・播磨西教育事務所学校問題サポートチームの積極的な支援を依頼

### ～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・教職員の校務の効率化や児童生徒の学びの充実に向けて、生成 AI 等の活用の促進

## (2) 健康の保持増進

### ～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（再掲）
- ・各学校における衛生委員会の月 1 回以上の開催
- ・1 箇月時間外在校等時間が月 100 時間超または 2 ～ 6 月平均 80 時間超の職員への面談の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画に基づき、各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

#### 心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

## (3) 取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・取組の主体となる教育委員会、学校などの関係機関が相互に連携し、現状の共有や有効な支援などを検討する「学校業務改善に係る連絡会」の開催

## 5 今後のフォローアップ

- ・「学校業務改善に係る連絡会」及び定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実